# 人権研修・出会いと人権意識との関係について

京都教育大学 教授 伊藤 悦子

## 1 人権教育・研修と人権意識

### (1) はじめに 一京都府の人権教育・啓発推進計画の策定とその取り組み

昭和40 (1965) 年の同和対策審議会答申にあるように同和問題の解決は「国民的課題」であると位置づけられ、特別対策事業が実施されるとともに教育・啓発活動が実施されてきた。京都府においても当然、同和問題の解決を目指して同和教育・啓発活動が市町村レベルで活発に行われてきた。

しかし、同和対策事業がその役目を終えるべきであるとの意見を受けて平成9 (1997) 年に地対財特法(地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律)が打ちきりとなり、平成14 (2002) 年に完全終結を迎えた。確かに特別措置としての同和対策事業は終了したが、「一般対策への移行が、同和問題の早期解決を目指す取組みの放棄を意味するものではない」とされ、とりわけ「差別意識の解消に向けた教育および啓発の推進」が今後の重要課題と位置づけられたのである。

一方、国際的動向として平成 6 (1994) 年の「人権教育のための国連 10 年」を受けて、平成 9 (1997) 年には国の「人権教育のための国連 10 年国内行動計画」が策定され、京都府でも平成 11 (1999) 年に「人権教育のための国連 10 年京都府行動計画」を策定した。この計画は国連においては平成 7 (1995) 年から平成 16 (2004) 年までの 10 年計画であったため、京都府の計画も平成 16 (2004) 年までの計画とされた。このとき、「人権教育のための国連 10 年京都府行動計画」の成果と課題を検証するために府民調査が実施された。これが本報告書で引用されている平成 13 (2001) 年度調査になる。

時限的な行動計画を永続的なものにしたのが平成12 (2000) 年「人権教育・啓発の推進に関する法律」である。同法五条では、地方公共団体が人権教育および人権啓発に責務を有することが明記された。これを踏まえて、10 年計画を発展継承するものとして平成16 (2004) 年に「新京都府人権教育・啓発推進計画」が策定されたのである。この計画は平成17 (2005) 年から平成27 (2015) 年の10 年計画で、今回の調査はこの10 年計画の中間年(平成23 (2011)年)に実施された。

前回調査と今回調査との間の 10 年間における大きな変化は特別対策としての同和対策事業の終結直後と 10 年後という違いであり、行政組織の再編や特別対策としての予算や人員の削減が実施されたことである。

平成 17 (2005) 年に策定された「新京都府人権教育・啓発推進計画」では、人権教育の内容として重視すべき人権の課題を、「同和問題」のみならず、女性・子ども・高齢者・障害のある人・外国人・エイズおよびハンセン病患者等の課題としている。扱う人権の課題を拡大し、課題解決のための具体的な推進計画を明記し、第三者評価機関として「人権教育・啓発施策推進懇話会」を設置した。教育・啓発事業のみならず各課題に関わる現状や施策につい

ての議論が交わされてきている。

実際、市町村レベルでの住民の学習活動も多岐にわたる内容となってきている。計画では 指導者の養成、資料の整備、効果的な手法による人権教育・啓発の実施、連携、調査・研究 成果の活用が提起されているが、これらも知事部局の人権啓発推進室と教育委員会の人権教 育室との連携で実施されてきたといえよう。

効果的な手法による人権教育・啓発の実施については、平成20(2008)年3月に文部科学省が出した「人権教育の指導方法等の在り方について」(第三次とりまとめ)に記されているように、専門家による講義式の学習のみならず、参加型の学習が提起されている。人権教育や啓発の手法を模索した10年でもあった。そうした手法が府民にどのように評価されているかを検討することも本稿の課題である。

また、この10年のあいだに児童虐待防止法やDV防止法といった家庭における人権侵害の 防止と救済が緊急の課題として浮上してきたし、急速なインターネットの普及はプライバシ ーの侵害や匿名による誹謗中傷の横行を招いている。

こうした人権の課題の変化や、人権教育の中身や手法の変化が府民の人権意識にどのよう に影響しているかについて、前回調査と今回調査との比較、研修会参加状況とその影響につ いて考察し、今後の教育・啓発活動の具体的な内容や方法を検討することが本稿の課題であ る。

### (2) 人権教育・研修の状況と課題

### ① 研修参加の状況と参加者の評価

最近5年間に京都府民が人権研修に参加しているかどうかについて尋ねた結果は、「参加したことがある」15.0%、「したことがない」81.8%で、参加したことがない府民が多いことがまず、課題である。前回調査では最近5年間という制限を設けなかったので「参加したことがない」は51.0%にとどまっていたが、今回の調査では最近5年間に限ったため、参加したことのない府民が大幅に増加している。

参加状況と性別、年齢別、地域別でみると、参加している人は女性より男性が多く、年代的には50代、40代といった働き盛りの世代の参加経験が多い。また、属性的には企業に勤めている人や公務員が多いことから、職場研修を受けた人が多いことが想像される。一方で70代以上の人々は地域における様々な学習を経験したと思われる。

全体から見ると 15.0%にしか過ぎない研修参加者ではあるが、研修への評価は高い。「人権等に対する理解・認識状況の変化」についての回答は「深まった」「どちらかといえば深まった」の割合が8割近く、後に見るように、研修会参加者と不参加者とでは人権に関わる情報量や意識の状況が相違しているのである。まずは、人権研修の参加者をいかに増やしていくかが課題であることが確認できる。

参加者であるかどうかを問わず、「効果的な人権啓発の手法」について尋ねたところ、実施場所では「学校における人権教育」(61.5%)が最も多く、次いで「地域での啓発」「職場での啓発」となる。「学校における人権教育」は前回が54.9%であったのに対して増加してお

り、特に20代が76.1%である。学校における人権教育を経験した世代の方が経験していない世代より「効果的な手法」として選んでいる割合が高い。

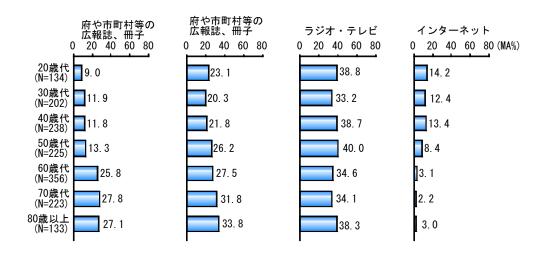
平成13(2001)年度調査と比べると「学校における人権教育」が6.6ポイント増加しているものの、他の研修場所や媒体等はあまり変化がないか、減少している。

先にみたように、研修参加者は研修を評価していることから考えると、自分が経験した教育・啓発の手法を「効果的」なものとしている可能性がある。そういう意味で 40 代以下の多くの人が受けているはずの「学校における同和教育」や「学校における人権教育」が「効果的」だとされた理由が理解できる。「学校における人権教育」は職場研修や社会教育と違って多くの人が受けている教育である。他の媒体と違い、自主的自発的に情報を得るわけではないが、人間形成の上での必修事項として各学校で様々に実践されている教育である。現在は「自分の大切さと他人の大切を知る」ことを目指して学習が展開されており、人権そのものの理解から個別の人権に関わる課題が扱われている。

そうした学校における人権教育が果たす役割は、直接的な認識の変化や態度変容だけではなく、その後の人権問題への興味関心や参加への意欲を決定づける可能性があり、人権教育や啓発の根幹であること、それゆえにこそ効果的な手法で人権教育が実施される必要性を確認したい。

広報媒体としては「ラジオ・テレビ」が 36.4%、「新聞記事・意見広告」26.1%、「府や市町村等の広報誌、冊子」18.7%となる。京都府の事業としてラジオ・テレビでの啓発事業を展開してきたし、新聞等には 5 月、8 月、12 月、3 月に意見広告を掲載してきている。研修会や学習会に参加する時間的余裕がない府民に「届ける研修」として実施してきた。それが一定評価されているといえよう。広報誌においてもさまざまな工夫をしているが「ラジオ・テレビ」の半分の割合になる。

今回初めて「インターネット」について尋ねたところ 20、30、40 代が支持している。下記の年代別の図(図表 2-11)を見ると、それぞれが慣れ親しんでいる媒体を「効果的な手法」として選んでいることが想像される。

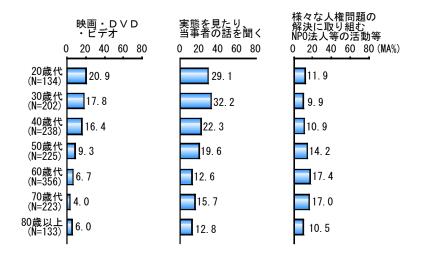


【図表 2-11 年齢別 効果的な人権啓発の手法(一部抜粋)】

人権教育・啓発は「人権相談の窓口」といったそれぞれの府民にとって重要な情報も提供していることから、情報化社会において地域や啓発対象者に合わせたメディアの利用が必要になっている。媒体を利用していたり、「効果的である」と判断してくれた対象者を分析し、伝えるべき情報や内容を検討することが今後の啓発にとって重要となるだろう。また、広報媒体として「広く浅く」広報するものから「少し深く考える材料」を提供するといった、媒体と啓発内容の関係をよりきめ細かく検討することが求められているともいえる。

また、「インターネット」については、「インターネット上の人権侵害」といった負の側面のみならず、むしろインターネットを利用した啓発を考える時期にきているといえよう。「人権」と検索用語を入力すればトップページに人権に関わる豊かな情報が得られるような、つまりは多くの人がアクセスするような魅力的な「啓発」情報が求められている。

さらに、今回は「効果的手法」に「人権劇」や「NPO法人等の活動等」を選択肢にしたところ、「NPO法人等の活動等」が 13.6%となった。教育方法として「映画・DVD・ビデオ」、「実態や当事者の話」、「NPO法人等の活動等」を年代別に見ると、これも特徴的な結果であった。



【図表 2-12 年齢別 効果的な人権啓発の手法 (一部抜粋)】

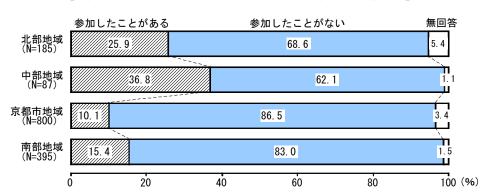
インターネットのような視聴覚的な情報は、臨場感のある「現代」の情報や実感を示せるという特徴も併せ持っており、そういったメディアによる研修を支持している 20 代から 40 代は「映画・DVD・ビデオ」を効果的な人権手法としている一方、「実態を見たり、当事者の話を聞く」も 30%近くの人が選んでいることがわかる。フィールドワークや当事者による講演や公演は、後に述べる「人権問題の解決に取り組んでいる人との出会い」とも関連しているといえる。人権問題が社会構造的な問題や国家間の軋轢などから引き起こされているということを理解するとともに、そうした大きな問題に対して一人一人がどのように立ち向かっていくかを示すモデルや事象を示す必要がある。そういった意味で「人との出会い」を通した啓発が若い世代から支持されたのだといえよう。

一方で、60代以上の人々は文字媒体である冊子や新聞を選んでいる割合が高いが、新たな選択肢として提示した「NPO法人等の活動等」にも着目したい(60代17.4%、70代17.0%)。

戦後世代、団塊世代と呼ばれる人々が高齢期を迎えつつあるなか、活力ある高齢者と人権 関連のNPO法人とをつなぎ、実践へと導く人権教育・啓発が求められている。

行政に要求して問題の解決を図るという手法ではなく、行政とともに住民自身が問題解決 を図る方向を示すものとしてNPOの動きがあり、17%ではあるが支持されていることにも 着目したい。

最後に地域的なことについても指摘しておきたい。今回の調査は京都市住民も調査対象とした。京都府全体の人口構成上、本調査でも半分は京都市住民の回答である。したがって、京都市住民の動向が今回の調査の傾向を左右している。それが顕著に表れたのが、研修会参加状況である。(図表 2-13) 研修会参加経験者は北部、中部、京都市、南部では大きく異なっている。政令指定都市で行われている研修と数千人から 10 万人の人口規模の市町村で行われている研修とでは、参加状況や参加回数が異なるのは当然である。大都市における研修会参加者の増加が大きな課題であることを確認して、次に研修会参加者と未参加者の意識の違いを検討する。



【図表 2-13 住まい(地域)別 人権研修等への参加経験(問 11)】

## ② 研修参加の状況と参加者の評価

人権研修会がどのように効果をあげているか、判断することは難しい。研修会を事業評価するために研修会参加人数の把握や研修会でのアンケート調査を実施したりする。それによって、研修会参加者が増えたとか、研修会が好意的に受け止められたなどの「成果」を検証することはできる。

しかし、人権研修の目的がそれぞれの府民が持つ人権意識の向上であるならば、何をもって「人権意識が向上した」ということができるのかという問題に出くわすことになる。生存権という誰しもが疑いようもない基本的人権であっても、たとえば「死刑制度」の是非が論争されているように、それぞれの人権の基準は確定されたものではない。今回の調査でも、様々な人権の課題について質問したものの、行政上や法令上確定された事象であっても多くの府民がそれを是認しているわけではないことがわかる。

たとえば、問5の「就職活動で母子家庭であることを理由に不採用とされた」は今回80%近くの府民が「差別だと思う」と回答しているが、「いちがいに言えない」も13.9%である。現在の労働基準法では労働条件での差別は禁止しているが、採用時における差別の禁止項目

がない。しかし、同和地区住民の就労保障の観点から就職差別禁止を目指した行政的努力が 1970 年代から実施され、統一応募用紙の使用が定着し、母子家庭であることを理由に不採用 にすることは「就職差別」であるというコンセンサスが定着してきているといえる。このように、今回調査の質問の多くは、時代や社会情勢のなかで提起された諸課題に府民がどの程度意見をまとめつつあるかということを示しているのであって、その結果を単純に評価することは難しい項目が多い。

人権教育・啓発とは定着しつつある人権の課題を確認するとともに、新たに問題提起された人権の課題をまさに「啓発」するのであり、研修会に参加することで府民のすべての人の意見や意識を一致させることはきわめて困難である。ある事柄が人権侵害であるかどうかは、表現や思想に代表される自由の問題と、人権侵害であると感じた側の人の問題提起とのすりあわせであるともいえよう。

これらのことを大前提としつつも、研修会参加者と未参加者との間で意識の違いが明確であった点に着目し、研修が府民の考えや意識に影響を与えたと判断できた項目について指摘しておきたい。

### (3) 研修会参加の有無と人権意識

### ① 人権相談窓口と同和問題

研修会参加の有無と回答が明確に相関したのは「人権相談窓口の認知」と「同和問題」関連である。

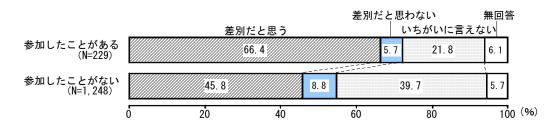
現在、それぞれの府民にとって「自分の人権」を守るという意味で「人権相談窓口」を認知し、侵害があった場合には相談し、必要ならば救済機関を利用するという方向性で、人権行政は進められている。したがって、「人権相談窓口」の認知はその最初の一歩であるが、「知っている」が研修参加者 64.6%、未参加者 35.0%という格差であった。情報を提供するという点では研修会の果たす役割が確認できる。

しかし、実際に人権侵害を受けた人が相談窓口を利用していたかどうかについては、研修 参加者と未参加者に差はなかった。研修参加で相談窓口を認知していても、利用していない ということである。ただ、京都府が設置したさまざまな人権相談窓口は年々利用が増加して おり、とりわけ「セクシャルハラスメント」や「児童虐待」など、外からは見えにくい家庭 内・職場内の人権侵害については相談窓口の周知は重要である。ポスターやパンフ・リーフ レットなど様々な媒体で未参加者にも情報を届ける必要があるだろう。

さまざまな人権課題の質問のうち、研修参加者とそうでない者との意識の違いが明確だったのは「同和問題」関連であった。関連質問項目は問5のウ「同和地区と同じ校区の家の購入」、問6「同和問題学習の是非」、問7のイ「家柄・血筋の重視」とウ「結婚の際の身元調査」、問8「同和地区出身者との結婚」である。研修会参加と未参加を比べると図表2-14~8のようになった。

【図表 2-14 人権研修等への参加経験(問 11)別

差別に対する考え方(問5)「ウ.通学区域に同和地区があることで住宅購入をとりやめた」】



住宅購入と同和問題との関連は平成 13 (2001) 年度調査と比較すると、「差別だと思う」 人が 56.5%から 48.7%に減少している。近年「土地差別」として問題提起されている事柄で あるが、「差別だと思う」が減少し「いちがいに言えない」が増加している論争的な問題であ る。

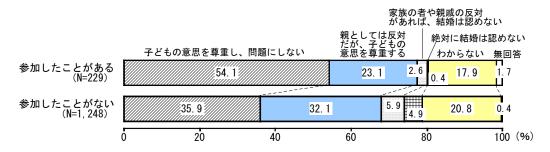
しかし、平成 13 (2001) 年度から 23 (2011) 年度の変化を京都市を除いた数値で比較すると、56.5%から 53.8%の微減であることがわかる。住宅購入はまさに個人の自由の問題であるが、同和地区が校区にあり、同和地区住民との交流を避けるために住宅を取りやめたのであれば、「忌避」することが差別であるともいえる。かつては劣悪な環境に置かれていた同和地区も同和対策事業の結果、ライフラインの整備などの環境整備もあり、忌避すべき実態がなくなりつつあるのが現状である。実際には土地の価格の問題などさまざまな要素が絡む問題ではあるが、住宅購入時の忌避は部落差別が関係しているのではないかという問題提起が始まっている。

実際、平成23 (2011) 年に京都府がとりまとめた「宅建業者を対象とした『人権問題のアンケート』調査」では、「取引物件の所在地が同和地区かどうかの質問を受けた」業者が44%あり、そのうち88%が「一般消費者から」であった。しかも「このような質問をすることについて、あなたはどうお考えですか」と聞いたところ、研修を受けた宅建業者は38%が「差別につながる」と考えているが、未研修の業者は22%であった。人権に関わる課題は日々「発見」されるもので、それが差別につながるという指摘を受けなければ差別は見えないということであろう。

次に、同和問題の最後の壁といわれてきた「結婚差別」について検討する。関連質問は直接的に「出身者との結婚」と結婚観「家柄・血筋重視」と結婚に関わる慣習「身元調査」である。研修と未研修との関連を示す図表は次頁のとおりである。

どの質問についても、研修参加者の方が明確に「子どもの意思を尊重する」(研修参加 54.1%、 未参加 35.9%) し、「家柄・血筋を重視」することはまちがっていると考えている人(参加 者 58.5%、未参加 48.4%) が多く、「身元調査」をなくしていこうとしている人(参加 55.9%、 未参加 39.9%) が多い。もちろん、研修を受けていても、結婚に反対する人はいるが、研修 未参加者に比較すると明確な違いが確認される。ただ、これが性別・年齢別・あるいは属性 など他の要素より、研修会参加との関連が重要であるかは不明である。

【図表 2-15 人権研修等への参加経験(問 11)別 同和地区出身者との結婚に対する考え方(問 8)】

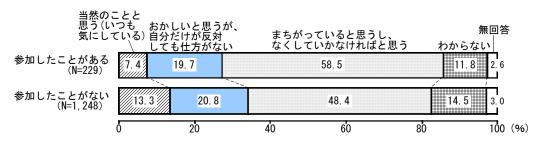


さきの住宅購入に比較して、結婚問題は1970年代から啓発が繰り返されてきた。結婚差別を受けて自死する同和地区出身者がいたこともあり、この問題が重大な人権侵害であり、「部落差別」であるという学習がなされてきた経過がある。とりわけ、学校における同和教育では「就職差別と結婚差別の撤廃」を子どもたちの将来の問題として力点を置いて指導してきた経緯がある。そうしたこともあって、「学校における同和問題学習」についても、研修参加者の方が積極的な意見が多いのであろう。

日本における結婚を巡る状況は今大きく様変わりしつつある。すなわち、恋愛結婚が主流となり、非婚を選ぶ、非婚にならざるを得ない人が増えている、晩婚化しているなどである。家のための結婚からまさに憲法でいうところの「両性の合意による結婚」に移行しつつあるなか、家柄重視ではない結婚観、慣習としての身元調査の廃止を「啓発」し続けることを確認したい。

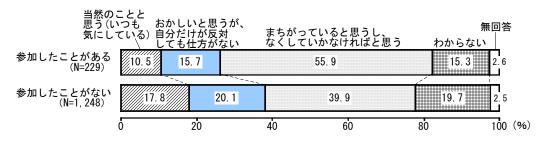
## 【図表 2-16 人権研修等への参加経験(問 11)別

風習等に対する考え方(問7)「イ. 結婚の相手を決めるときに、家柄とか血筋を問題にすること」】



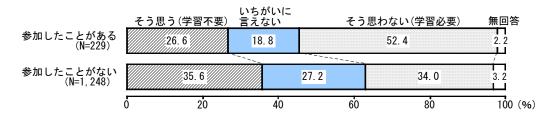
#### 【図表 2-17 人権研修等への参加経験(問 11)別

風習等に対する考え方(問7)「ウ. 結婚の相手を決めるときに、相手方の身元を調査すること」】



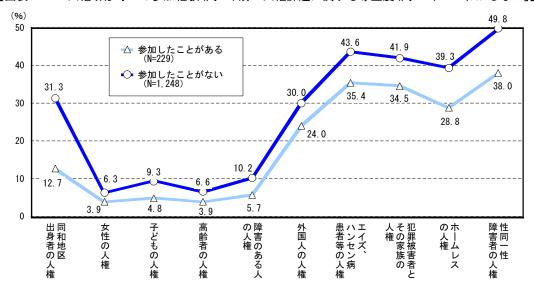
#### 【図表 2-18 人権研修等への参加経験(問 11)別

身近な人権問題に関する考え方(問6)「ア.同和問題は学校等で積極的に学習や研修を行わなくともよい」】



## ② 個別の人権問題との関連

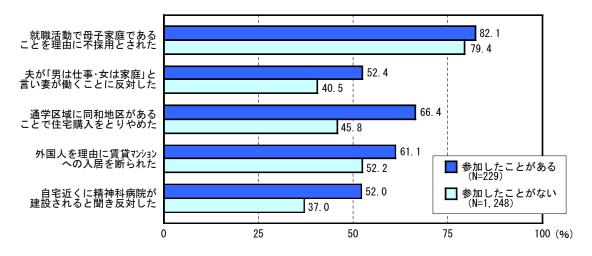
他の人権意識について研修参加・未参加と相関が確認できたものは以下の項目である。まず、当然であるが、問題について「わからない」と回答する人の割合が研修未参加者の方が多い。下図(図表 2-19)は「人権が尊重されていると思うか」について「わからない」と答えた人の割合である。



【図表 2-19 人権研修等への参加経験(問 11)別 人権課題に関する尊重度(問 2-2)「5. わからない」】

女性・子ども・高齢者・障害者といった「身近な問題」は大きな差がないが、同和問題については大きく違う。また、参加・未参加を問わず「わからない」と答えた割合の多い問題でも、「わからない」人の割合は未参加者の方が多い。つまり、人権が尊重されているかどうかという現状に関わる情報については研修が効果を上げているといえる。

また、人権についての判断を聞いた問5のうち、以下の三つの項目は差が顕著であった。



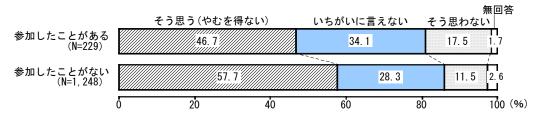
【図表 2-20 人権研修等への参加経験(問 11)別 差別に対する考え方(問 5)「1. 差別だと思う」】

上の図(図表 2-20)は各項目について「差別だと思う」と回答した割合の比較である。先に見たとおり、「同和地区と住宅購入」が顕著であるが、その他の項目である「夫が「男は仕事・女は家庭」と言い妻が働くことに反対した」や、「外国人を理由に賃貸マンションへの入居を断られた」「自宅近くに精神科病院が建設されると聞き反対した」でも、それを「差別である」と感じている人は研修会参加者の方がかなり高い。問題の発見や認知についても、研修会の効果があるといえよう。

ただ、問6の「身近な人権問題に関する考え方」になると研修会参加・未参加による結果 の違いは顕著ではなくなる。7項目のうち、「親の介護を女性にする」「子どもの行事を大人 だけで決定する」は関連が見いだされなかった。しかし、高齢者問題や障害者の雇用、外国 人問題、感染者の問題についても回答に違いが見られた。

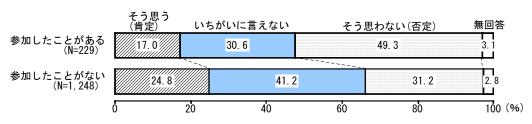
【図表 2-21 人権研修等への参加経験(問 11)別

身近な人権問題に関する考え方(問6)「エ. 認知症高齢者がいる家では鍵をかけることはやむを得ない」】



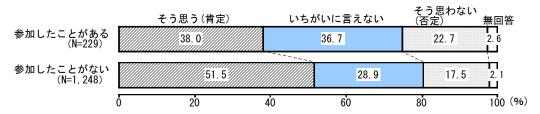
【図表 2-22 人権研修等への参加経験(問 11)別

身近な人権問題に関する考え方(問6)「オ.企業は不況時に障害者を雇用できなくてもやむを得ない」】



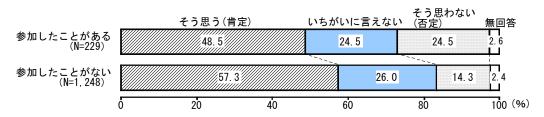
#### 【図表 2-23 人権研修等への参加経験(問 11)別

身近な人権問題に関する考え方(問6)「カ.外国人は日本の文化や慣習に合わせる努力をすべきである」】



#### 【図表 2-24 人権研修等への参加経験(問 11)別

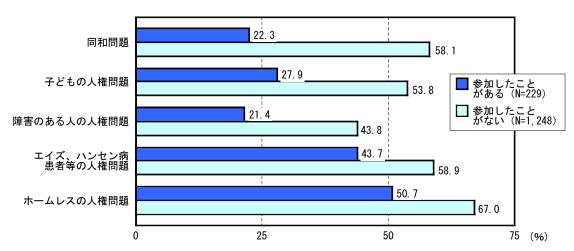
身近な人権問題に関する考え方(問6)「キ.感染症患者はプライバシー保護などが制限されてもやむを得ない」】



### ③ 人権問題解決に取り組んでいる人との出会い

#### 【図表 2-25 人権研修等への参加経験(問 11)別

人権問題の解決に取り組んでいる人との出会い状況(問 14)「5.出会ったことはない」】



また、問14の「人権問題の解決に取り組んでいる人との出会いの状況」については、研修会参加者は「当事者の話」や「NPOの活動」などの研修を受けているため、各課題について「出会ったことがない」という割合が低かった。上の図(図表2-25)は「出会ったことがない人」の割合である。同和問題、子ども、障害者問題など比較的研修実績のある領域での出会いの差も顕著であるが、他の問題でも出会いの差がある。研修会は各種の人権問題の解決に取り組んでいる人との出会いの場でもある。人権問題の解決のためのネットワークづくりという意味でも、研修会は重要であるといえよう。

## 2 人権問題の解決に取り組む人との出会いと人権意識

### (1) 出会いの意味

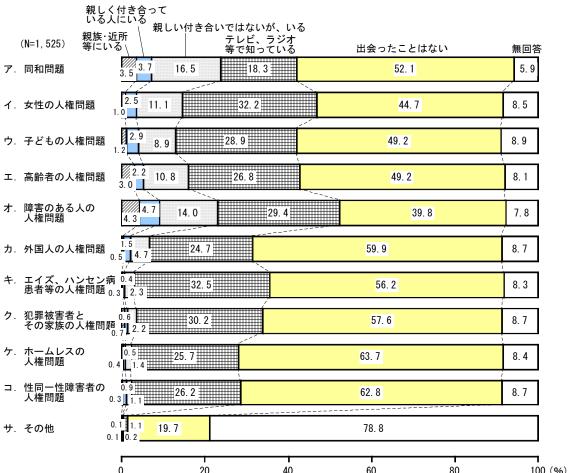
先にも記したように、今回調査では「人権問題の解決に熱心に取り組んでいる人に出会ったことがありますか」という質問を設定した。それは、そうした「出会い」のある人は人権意識が高いという仮説を立てたからである。

人権意識に関する研究は実はあまり進展していない。社会心理学の領域で古典とされるオール・ポートの『偏見の心理学』では、偏見の解消にはその偏見の対象となるマイノリティとその他の人々との「接触」が有効であるとされた。それはただ接触するのではなく、対等の立場・協同作業の遂行などの一定の条件のもとでなされる必要があることも指摘されている。このことは「接触仮説」といわれているが、このときの接触する相手はマイノリティ当事者である。今回の「人権問題の解決に熱心に取り組んでいる人」のうちには、マイノリティ当事者が多く含まれていることを念頭においている。この「接触仮説」は、同和問題に限っていえば、拠点施設である隣保館などを開放して、同和地区内外住民の交流を図ることとも関連している。平成8(1996)年に出された地域改善対策協議会の意見具申にも同和問題解決のための「交流事業」が提起され、同和地区住民とそれ以外の人々との交流・出会いが推進されている。そうした「出会い」がどのような状況になっているかを検証する意味もあった。

また、今回はマイノリティ当事者との出会いではなく、「人権問題解決に取り組む人」との出会いを尋ねたのは、人権問題の解決はマイノリティ当事者のみならず、その人々と協同して動いている多くの人々がいることを前提にしている。差別の問題は被差別であるマイノリティ当事者の問題提起や力量の発揮によって解決へ向かってきたのは事実であるが、そうした人々とともに問題を自分自身の問題としてとらえ、普遍化し、人権尊重の社会を作るべく動いてきた市民の力も大きい。そういう意味で「人権問題解決に取り組む人」が人権を学習する人の「ロール・モデル」となり、また、そういう人々とネットワークを組むことを通して人権問題解決への実践的態度の形成に寄与して居るであろうという仮説を立てたのである。

## (2) 出会いの状況

問 14「あなたは、次のような人権問題の解決に熱心に取り組んでいる人に出会ったことがありますか」の回答は以下のようであった。



【図表 2-26 人権問題の解決に取り組んでいる人との出会い状況】

これによると、さまざまな人権の課題のうち、「親族・近所等にいる」「親しく付き合っている人にいる」を合計した割合が多いのは「障害のある人の人権問題」と「同和問題」であるが、それも 9.0%、7.2%とわずかである。「親しい付き合いではないが、いる」まで含めると、「同和問題」「女性」「子ども」「高齢者」「障害のある人」の問題解決に取り組んでいる人との出会いがあることがわかる。特に「同和問題」については現実的な出会いが最も多く、「親族・近所」「親しい」「親しい付き合いではないが、いる」の合計は 23.7%で、京都市を除く京都府下の場合 28.7%になる。これには職場や地域における啓発リーダーが含まれている可能性があり、草の根の啓発活動の成果が確認される。

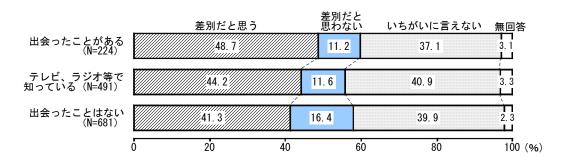
「外国人」や「エイズ・ハンセン病患者等」の場合は現実的な出会いはごく少数になり、多くは「テレビ・ラジオ等で知っている」という状況である。裏返せばテレビ・ラジオ等のマスコミが「出会い」に果たしている役割の大きさがわかる結果であった。ただ、同和問題に関してみると「テレビ・ラジオ等で知っている」が最も割合が低く(18.3%)、同和問題が報じられていないことを示しているともいえよう。

## (3)「出会い」と意識

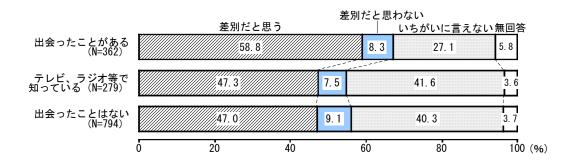
このような「出会い」が人々の意識にどのように影響しているかを検証してみた。ただ、「出会い」そのものが極端に少ない「外国人」「エイズ・ハンセン病患者等」「犯罪被害者」「ホームレス」「性同一性障害」は考察から除外した。また、「親族・近所にいる」「親しく付き合っている人にいる」「親しい付き合いではないが、いる」をまとめて「(現実的な)出会いあり」とし、「テレビ・ラジオ」と「出会いなし」で比較検討してみた。

まずは問5の各課題についての質問のうち、「出会い」とのクロス集計は以下のようであった。「夫が「男は仕事・女は家庭」と言い妻が働くことを反対した」、「通学区域に同和地区があることで住宅購入をとりやめた」、「自宅近くに精神科病院が建設されると聞き反対した」のうち、先の研修経験よりも顕著な差があるのは「障害がある人の人権問題に取り組んでいる人」との出会いがある人である。これは「親族・近所」の人も多く含まれていることから、施設コンフリクト(施設建設にともなう諍い)に対して敏感に反応したことが予想される。

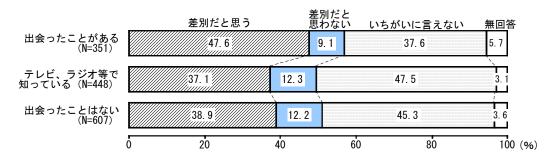
【図表 2-27 人権問題の解決に取り組んでいる人との出会い状況(問 14)「イ.女性の人権問題」別 差別に対する考え方(問 5)「イ.夫が「男は仕事・女は家庭」と言い妻が働くことに反対した」】



【図表 2-28 人権問題の解決に取り組んでいる人との出会い状況(問 14)「ア. 同和問題」別 差別に対する考え方(問 5)「ウ. 通学区域に同和地区があることで住宅購入をとりやめた」】

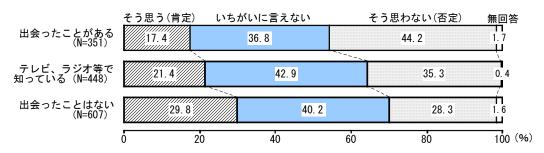


【図表 2-29 人権問題の解決に取り組んでいる人との出会い状況(問 14)「オ.障害のある人の人権問題」別 差別に対する考え方(問 5)「オ.自宅近くに精神科病院が建設されると聞き反対した」】



このような「障害のある人」の人権問題解決に取り組んでいる人との出会いがある人は「企業は不況時に障害者が雇用できなくてもやむを得ない」についても顕著な結果を示した。

【図表 2-30 人権問題の解決に取り組んでいる人との出会い状況(問 14)「オ.障害のある人の人権問題」別 身近な人権問題に関する考え方(問 6)「オ.企業は不況時に障害者を雇用できなくてもやむを得ない」】



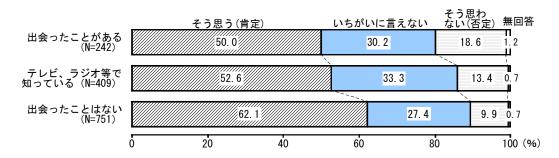
さらに、「高齢者問題の解決に取り組んでいる人」との出会いがある人、あるいは「同和問題の解決に取り組んでいる人」との出会いがある人についても、それぞれの課題についての回答状況が次頁の図のようになった。

これらの結果はさきにみた「研修参加」状況とのクロス集計と同じような結果をしめしていることがわかる。

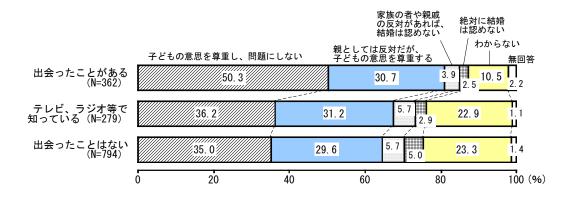
確かに研修参加・未参加が「出会いのある・なし」と関連しているのであるから、当然と言えば当然の結果である。しかし、研修への参加がまだまだ少ない現在、地域や職場で自然に行われている「人権問題解決に取り組んでいる人との出会い」が同じような効果をもたらすのであれば、そうした出会いを用意していくイベントや仕組み作りが工夫されることも必要であろう。

一方、既に「人権問題解決に取り組んでいる人」が他者をどのように巻き込んで問題解決を図るかということも問われている。出会いがあっても研修参加者以上の顕著な効果を示していないのはなぜだろうか。「ともに解決する」という呼びかけやネットワーク作りがますます必要なことを示している結果かと思われる。

【図表 2-31 人権問題の解決に取り組んでいる人との出会い状況(問 14)「エ. 高齢者の人権問題」別 身近な人権問題に関する考え方(問 6)「エ. 認知症高齢者がいる家では鍵をかけることはやむを得ない」】



【図表 2-32 人権問題の解決に取り組んでいる人との出会い状況(問 14)「ア. 同和問題」別 同和地区出身者との結婚に対する考え方(問 8)】



【図表 2-33 人権問題の解決に取り組んでいる人との出会い状況(問 14)「ア.同和問題」別 身近な人権問題に関する考え方(問 6)「ア.同和問題は学校等で積極的に学習や研修を行わなくともよい」】

